

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インターネットを活用する方法を導入して地域住民に対する情報提供等を行おうとする自治会等に対し、その導入に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、自治会等の活動の負担の軽減及び効率化並びに多様な市民が地域活動に参画しやすい環境づくりの促進を図り、もって地域コミュニティの充実及び豊かで活力にあふれる地域活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソフトウェア インターネットを通じて、自治会等が当該自治会等の構成員に対して行う情報の提供、当該構成員間で行う情報等の交換その他の活動（以下「情報提供等」という。）を自治会等が行うのを支援するための機能を有する有料のソフトウェアをいう。
- (2) 自治会等 自治会、学区自治連合会及びまちづくり協議会（大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱（令和2年制定）第4条の規定による要件の確認を受けた者に限る。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱によるふれあいネット導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、インターネットを活用する方法による地域住民に対する情報提供等を行うために必要なソフトウェア、ウェブサイト、通信環境等（以下「ソフトウェア等」という。）の整備（一層円滑な情報提供等を行うことを目的として、既に整備しているソフトウェア等に係る機能の強化又は改修（以下「機能強化等」という。）を行う場合を含む。以下同じ。）を行う事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 整備するソフトウェア等が当該自治会等の規模、活動内容等に照らして、当該自治会等が円滑な情報提供等を行うのに必要かつ十分な機能を備えているものであること。
- (2) ソフトウェア等の整備後の具体的な利用計画が策定されていること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、自治会等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実

施に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ソフトウェアの利用料（機能強化等を行う場合にあっては、当該機能強化等を行った後に生じる利用料）
- (2) 当該自治会等の運営するウェブサイト（以下単に「ウェブサイト」という。）の構築に要する経費
- (3) 機能強化等に係る作業等に要する費用
- (4) ソフトウェアの利用又はウェブサイトの運営に係る初期設定作業の支援に要する経費
- (5) ソフトウェアの利用又はウェブサイトの運営に係る操作研修その他指導料
- (6) 自治会館に係るインターネット回線への接続工事に要する経費
- (7) その他市長が特に必要と認める経費
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において市長が定める額とし、100,000円を限度とする。

- 2 一の自治会等が交付を受けることができる補助金の交付回数は、1回限りとする。
（交付申請書）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の交付申請書は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 大津市ふれあいネット導入事業計画書（様式第2号）
 - (2) 補助対象経費が確認できる見積書の写し等の資料
 - (3) ソフトウェアを利用し、又はウェブサイトを構築する場合にあっては、その整備内容が確認できるカタログ、パンフレット等の資料
 - (4) 自治会館に係るインターネット回線工事を行う場合にあっては、当該工事の内容が確認できる資料
 - (5) その他市長が特に必要と認める書類
（決定通知書）

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決

定通知書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

- 2 前項の承認申請書には、第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更のあった書類を添付するものとする。

（承認通知書等）

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（実績報告書）

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市ふれあいネット導入事業費補助事業実績報告書（様式第13号）とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に要した費用が確認できる書類（明細を記した領収書等）

- (2) 補助対象事業の実施が確認できる写真その他の資料

（確定通知書）

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津

市ふれあいネット導入事業費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月26日から施行し、同年4月1日以後のソフトウェアの利用の導入により生じた補助対象経費について適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。